福島県文化振興基本計画体系案 <計画期間 令和4年(2022年)度~令和12年(2030)度>

基本目標案

①~③の案を下に決定

施策展開の視点

ひと

◆県民一人ひとりが文化の担い手

地域

◆多様で特色ある地域資源・文化施 設を活かす

継承及び発 充実

文化力

◆文化振興を地域の活性化につなぐ

芸術の鑑賞 青少年の文 伝統文化の 生活文化の その他文化 化活動の促 促進 に接する機 会の拡充

条例第7条 第2項第2号 (1) 文化

意識の醸成

(3) 文化

活動への支

援の充実

施策体系

(2) 文化 優れた文化 の振興を担 う人材の育 成•確保

芸術に親し む機会の充

条例第7条

第2項第3号

(1)鑑賞機 会等の充実

条例第7条

進

第2項第7号

(2) 学校教 育等における 文化活動の促

(1) 伝統文 化の継承と発

条例第7条

第2項第4号

(2) 文化財 (2) 生活文 の保存と活用 化の振興

条例第7条

第2項第5号

(1) 食文化 の継承と振興 文化施設の機

携の促進

機能の充実

条例第7条

第2項第8号

能の充実・連

文化の交流 文化活動を 行う拠点のの推進

文化振興に よる地域づ くり

条例第7条

第2項第9号

文化資源を

(1) 文化の 発信と交流の

条例第7条

充実

第2項第6号

(2)東日本 大震災・原子 力災害からの 復興と教訓の 発信

活かした産 業等の振 顚 地域づ

技 活 促 用

デジタル技術を活用した創作活動の促進、活動成果の発表・鑑賞機会の充実、交流の促進

福島県文化振興基本計画体系案 <計画期間 令和4年(2022年)度~令和12年(2030)度>

基本目標案

①~③の案を下に決定

施策展開の視点

ひと

◆県民一人ひとりが文化の担い手

その他文化 化活動の促

地域

◆多様で特色ある地域資源・文化施 設を活かす

継承及び発

条例第7条

第2項第4号

(1) 伝統文

展

文化力

県民の文 芸術の鑑賞 青少年の文 促進

条例第7条 第2項第2号 (1) 文化意

識の醸成

施策

体系

(2) 文化の 振興を担う人 材の育成・確 保

(3) 文化活 動への支援の 充実

第2項第3号 (1)優れた文 化芸術に親しむ

会の拡充

条例第7条

に接する機

機会の充実 (2) 文化情報 の収集・提供

(1)優れた 文化芸術に親 しむ機会の充 実

(1)鑑賞機会 等の充実

(2) 学校教育

等における文化

活動の促進

条例第7条

第2項第7号

化の継承と発

(2) 文化財 の保存と活用

(1) 食文化の 継承と振興

充実

条例第7条

第2項第5号

※食文化の項目 を新たに追加

(2) 生活文化 の振興

(1) 文化施設の機 能の充実

条例第7条

第2項第8号

(2) 文化施設等に おける運営等の充実 (3) 文化施設相互

の連携の促進 (4) 文化活動の発 表や交流の場の確保

(1) 文化施設 の機能の充実・ 連携の促進

◆文化振興を地域の活性化につなぐ

伝統文化の 生活文化の 文化活動を行 文化の交流 う拠点の機能 の推進 の充実

条例第7条 条例第7条 第2項第6号 第2項第9号

くり

(1) 伝統文化によ (1) 広域的、国 る地域のきずなの維 際的な文化交流の 持、再牛 促進

(2) 文化振興によ (2) 文化の発信 る東日本大震災等か と交流の拡大 らの復興と地域活件 - 統合

(1) 文化の発信

と交流の充実

(2) 東日本 大震災•原子力

災害からの復興 と教訓の発信 ※新規項目

(1) 文化資源を 活かした産業等の 振興・地域づくり

づくり

(3) 文化資源を活

かした東日本大震災 等からの復興と地域

文化振興に

よる地域づ

活 技

デジタル技術を活用した創作活動の促進、活動成果の発表・鑑賞機会の充実、交流の促進